

白老町受動喫煙防止対策ガイドライン

～受動喫煙のない町を目指して～



2019（平成31）年4月

白老町

はじめに

2005（平成 17）年2月「タバコの煙にさらされることからの保護」のための効果的な措置を講じることが規定された「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」が発効されました。また、2007（平成 19）年の、WHO による「受動喫煙防止のための政策勧告」では、「受動喫煙の有害性は科学的にも証明されており、喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止できないことから建物内を 100%完全禁煙とする立法措置」をわが国を含む締約国に求めています。

それにより屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所等における受動喫煙防止対策を推進することになりました。

わが国においても、2003（平成 15）年 5 月に施行された「健康増進法」で、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止のための措置を講じることが努力義務とし、さらに、2018（平成 30）年 7 月には健康増進法の一部改正があり、細分化された施設類型に合わせた受動喫煙防止対策が義務化されるなど、タバコを取り巻く環境は大きく変化しております。

白老町では、これまで WHO や国から示された受動喫煙防止対策のあり方、考え方を基本に、2014（平成 26）年 3 月に策定した、白老町健康増進計画「健康しらおい 21（第二次）計画」においても、「受動喫煙への曝露状況の改善」の重要性を認めております。そのことを踏まえ、健康増進法の改正内容を整理したほか、庁内の関係部署で構成される「受動喫煙防止対策意見交換会」の意見を集約し、この度「白老町受動喫煙防止対策ガイドライン」を作成しました。

町民・事業者のみなさまに、このガイドラインをご活用いただき、全町的に「望まないタバコの煙にさらされること」から健康を守るために役立てていただきたいと思います。ご協力をお願いいたします。

2019（平成 31）年4月

白老町長 戸田 安彦

目 次

第 1 章 受動喫煙防止対策の必要性

1. 受動喫煙とは？	p.1
2. たばこの煙に含まれる有害物質	p.1
3. 受動喫煙の害	p.2
コラム① PM2.5 と受動喫煙	p.3
コラム② 空気清浄機の使用は注意が必要です	p.3

第 2 章 受動喫煙防止対策の基準

1. 施設類型における禁煙の分類	p.4
2. 全面禁煙の条件	p.5
3. 分煙の条件	p.5
4. 屋外における分煙	p.6
コラム③ 三次喫煙（サードハンドスモークとは？）	p.6

第 3 章 受動喫煙防止対策の推進方策

1. 一体的な推進体制	p.7
2. 健康日本 21（第 2 次）での成果指標	p.7
3. 実際の取組	p.8
コラム④ 職場における受動喫煙防止対策への国の支援	p.9

第 4 章 ガイドラインの見直し p.10

参考資料

資料①改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について	p.11
資料②既存特定飲食施設の考え方及び範囲について（厚生労働省資料）	p.12
資料③禁煙分類 標識利用フローチャート	p.13
資料④禁煙外来を行っている町周辺の医療機関	p.14
資料⑤受動喫煙防止対策に関する各種制度・財政的支援・技術的支援	p.15

第 1 章 受動喫煙防止対策の必要性

1. 受動喫煙とは？

受動喫煙とは、「自分の意思と関係なく、他人のたばこの煙を吸わされる事」をいいます。

主流煙	たばこを吸う人が直接吸う煙
副流煙	たばこの先から立ちのぼる煙
こしゅつえん 呼出煙	喫煙者が吐き出した空気

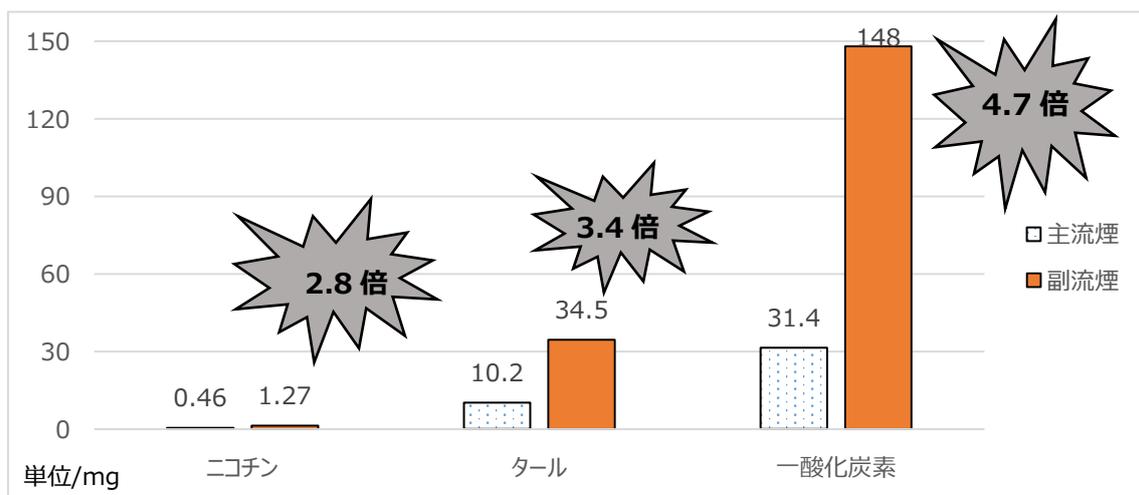


副流煙は、煙を吸っていないたばこの、温度が低い先端の部分から出てくるので、有害物質が燃焼しにくく、たばこのフィルターを通らないため、主流煙と比較して多くの有害物質が含まれています。副流煙、呼出煙からの受動喫煙の健康被害防止のため、健康増進法で受動喫煙防止対策の取組義務が定められています。

以上の事を踏まえ、受動喫煙防止対策として、白老町受動喫煙防止ガイドラインを策定します。

2. たばこの煙に含まれる有害物質

たばこの煙には約 4000 種類の化学物質が含まれており、ニコチン、タール、一酸化炭素といった代表的な有害物質を合わせて、約 200 種類の有害物質が含まれています。主流煙に比べて、副流煙には何倍もの有害物質が含まれている事が分かっています。（下図）



依存性を持ち、血圧や心拍数を上げて心臓に負担がかかる

がんのリスクを上げる、肺に酸素を取り込みにくくなる

ヘモグロビンに結合し、酸欠を起こしやすい

「受動喫煙防止対策の手引き（第 5 版）-喫煙率を下げるための環境づくり-」より作成

3. 受動喫煙の害

①受動喫煙の健康被害



煙を吸い込むとすぐに現れる健康被害

- 咳、喘鳴（ぜいぜいという音）
- くしゃみ、鼻づまり、鼻汁、かゆみ
- 目の痛み、かゆみ、涙
- 頭痛
- 呼吸の抑制
- 心拍数の増加、指先の血管収縮など

（喫煙による健康影響）

がん	肺がん
循環器系疾患	脳卒中、心筋梗塞 など
呼吸器系疾患	肺炎、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、喘息 など
消化器系	胃・十二指腸潰瘍、歯周病 など
内分泌代謝系	糖尿病、メタボリックシンドローム、脂質異常症 など
神経系	脳血管性認知症、難聴 など
その他	うつ病、ストレス、免疫機能低下、ED など
妊婦・胎児などへの影響	乳幼児突然死症候群、低出生体重児の出産 など

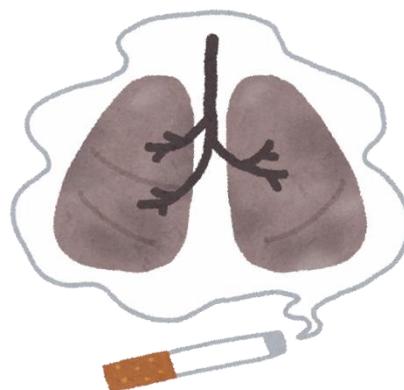
脳梗塞、心筋梗塞などの虚血性心疾患は、喫煙によってリスクが増大します。白老町において、国保特定健診受診者の喫煙率は同規模市町村や国と比較して高く（下図参照）、医療費の多くを虚血性心疾患が占めている現状から、受動喫煙防止は白老町の大きな課題となっています。

（国保特定健診受診者の喫煙状況）

	白老町	同規模市町村	道	国
2013（平成 25）年度	16.0%	13.9%	17.6%	14.0%
2016（平成 28）年度	18.7%	14.1%	16.7%	14.2%

また、受動喫煙は肺がんだけではなく、脳卒中や心筋梗塞による死亡のリスクが高くなります。特に副流煙は有害な物質が多く含まれているため、喫煙者だけではなく、日常的に受動喫煙にさらされる場合は、様々な疾患を引き起こすことが懸念されます。

その他にも、受動喫煙の被害として COPD があります。COPD とは、たばこの煙を主とする有害物質を長期に体に入れる事で生じた肺の炎症性疾患で、肺気腫や慢性気管支炎と称されていた 2 つの疾患を総称した疾患群を指します。息切れと、長く続く咳と痰が特徴的な症状で徐々に呼吸の障害が進行します。原因の 90%が喫煙で、喫煙者の 15~20%が COPD を発症すると言われており、受動喫煙でも発症リスクが高まります。



②加熱式たばこの健康被害

加熱式たばことは、たばこの葉や液状の物質を加熱して発生した水蒸気を機械を通して吸い込むたばこです。ニコチンは同等濃度、タールは紙巻タバコの2分の1、他にも多くの有害物質が含まれています。

現在、加熱式たばこに関する疫学的研究の結果は限られており、現時点での健康影響の評価は難しいと言えます。しかし、たばこ葉を含むすべてのタバコ製品は有害であり、被害という点では通常のたばこ同等に考えるべきで、加熱式たばこを利用する場合も、受動喫煙の防止のために喫煙が可能な区域での利用が求められます。（健康増進法一部改正により、加熱式たばこに関してもその他のたばこ同様の禁煙区分、もしくは加熱式たばこ専用喫煙室でのみ喫煙可能となりました）



コラム①

PM2.5 と受動喫煙

PM2.5 とは、大気中に浮遊している 2.5 μm 以下の小さな粒子の事で、髪の毛の太さの 1/30 程度の大きさのため、肺の奥深くまで入り込みやすく、呼吸系や循環器系に大きな影響を与えます。

環境省が設置した専門家会合において、都道府県などが外出を自粛する注意喚起を行う大気中の PM2.5 濃度の目安は、環境基本法第 16 条第 1 項に定められた 1 日平均値基準の 2 倍である、70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ とされました。

たばこの煙も PM2.5 に該当し、日本禁煙学会の取りまとめでは、完全禁煙以外の飲食店では PM2.5 の濃度は 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自由に喫煙できる飲食店では 700 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上の値が計測されており、北京での汚染濃度が高い日と同等以上の濃度となっています。

利用者だけではなく、そこで長時間働く労働者の健康に大きな影響を与える事となります。

(環境省 ホームページ「微小粒子状物質 (PM2.5 に関する情報)」より)

コラム②

空気清浄機の使用は注意が必要です

空気清浄機は、たばこの煙に含まれる粒子状物質の除去（においの除去など）にはある程度効果がありますが、一酸化炭素などのガス成分の除去はできません。

たばこの煙のおよそ 97%はガス成分で、多くの有害物質がガス成分に含まれているため、完全分煙には空気清浄機の導入だけでは不十分で、屋外排気が望ましい方法とされています。



第 2 章 受動喫煙防止対策の基準

1. 施設類型における禁煙の分類

施設	禁煙分類
1 第 1 種施設 (学校・病院・児童福祉施設・行政機関 など) ※下記参照	敷地内禁煙 (管理権原者の判断により、受動喫煙が生じにくい屋外であり、必要な措置を講じた場所のみ限定的に喫煙を認める、 <u>特定屋外喫煙場所の設置が可能</u>)
2 第 2 種施設 (第 1 種施設以外の、多数の者が利用する施設・旅客運送事業船舶・鉄道)	原則屋内禁煙 (喫煙可能部分を掲示し、20 歳未満は立ち入れないような措置を講じた場合のみ、 <u>喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能</u>)
2-2 既存特定飲食提供施設 (既存の店舗のうち、中小企業や個人が経営する店舗であって、資本金 5,000 万円未満かつ客席面積 100m ² 以下のもの)	屋内禁煙または喫煙可能 (喫煙可能室) (喫煙可能である事を掲示し、客・従業員ともに 20 歳未満は立ち入れないような措置を講じた場合のみ、 <u>屋内での喫煙と飲食が可能</u>) ※設置施設の所在地の管轄保健所への届け出が必要 ※別で法律で定めるまでの経過措置 ※既存特定印象提供施設に該当することを証明する書類を備える必要がある
2-3 喫煙目的施設 (たばこを対面で販売し、主食等を提供しないバー、スナック、公衆喫煙所、たばこ販売店など)	屋内禁煙または喫煙可能 (喫煙目的室) (喫煙可能である事を掲示し、客・従業員ともに 20 歳未満は立ち入れないような措置を講じた場合のみ、 <u>屋内での喫煙と飲食が可能</u>) ※たばこ小売販売の許可要件を記載した帳簿を備える必要がある

※既存特定飲食提供施設の詳細な要件については、p.12 資料②を参照

※加熱式たばこについては、第 2 種施設における禁煙分類と同様とする。加熱式たばこ専用の喫煙室については、飲食等も可能とすることができる。

◎第一種施設の詳細 (代表例)

- ・行政機関の庁舎 (行政機関が事務を処理するために使用する施設に限る)
- ・学校教育法に定められる学校 (小学校、中学校、高校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校・ろう学校、養護学校、幼稚園)
- ・病院、診療所及び助産所、薬局、施術所 (あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復など)
- ・介護老人保健施設及び介護医療院
- ・難病相談支援センター
- ・障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設
- ・児童福祉施設
- ・母子健康包括支援センター、認定こども園
- ・少年院及び少年鑑別所

2. 全面禁煙の条件

受動喫煙防止対策で最も効果的なのは、建物内や敷地内を全面禁煙とする事です。健康増進法で定められる第一種施設（公共施設など）においては、敷地内禁煙（建物内を含んだ敷地内全体が禁煙）が義務付けられます。

3. 分煙の条件

第2種施設などで分煙をする場合、喫煙室の設置、禁煙場所と非喫煙場所の区画、屋外排気といった態勢を整える必要があります。2018（平成30）年7月に一部改正された健康増進法において、喫煙室を設置して喫煙を可能とする場合、次のような条件が規定されています。

喫煙禁止場所での喫煙などの義務を違反した場合、違反内容に応じて都道府県知事が勧告・命令等を行うほか、罰則が適用される場合があります。 ※p.11 資料①参照

条件1 喫煙室の技術的基準を満たす

喫煙室を設置する場合には、以下のすべての条件を満たす必要があります。

1. 敷地内禁煙の施設（第1種施設）における条件（特定屋外喫煙場所） ※屋外に限定

- ①喫煙場所に、記載事項が容易に識別できる標識を掲げること ※p.13 標識利用フローチャート参照
- ②施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること
- ③喫煙可能な場所が区画されていること（壁や天井での区画に限定されない）

2. 敷地内禁煙以外の施設における条件

- ①出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m 毎秒以上であること
- ②たばこの煙が室内から室外に流入しないよう、壁、天井などによって区画されていること
- ③たばこの煙が屋外または外部に排気されていること

※指定たばこ専用喫煙室を設置する際に、施設内が複数階に分かれている場合においては、壁、天井などで区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取り扱いも可能

※既存特定飲食提供施設（p.4、p.12 資料②参照）においては、屋内全体を喫煙室とする場合、壁や天井で区画されている必要がある

条件2 喫煙の可否を掲示する

施設の出入口及び喫煙室の出入口に、喫煙室の有無や分類等が容易に識別できるように、標識を掲示する必要があります。（p.13 資料③フローチャート参照）

条件3 都道府県知事に届け出をする

既存特定飲食提供施設において屋内での喫煙を可能とした場合は、床面積や会社の資本金の額等の資料を備えた上で、設置施設の所在地の管轄保健所へ、設置施設の名称や所在地、管理権原者の氏名等を届け出る事が求められます。喫煙室の廃止・変更を行った場合も同様です。

4. 屋外における分煙(第1種施設を除く)

改正後の健康増進法において、屋外については禁煙等の措置は講じられていません。ですが、多数の人が利用する場所においては、屋外であっても望まない受動喫煙を受ける可能性があり、厚生労働省健康局長通知(2019(平成31)年1月22日 健発0122第1号)において、「多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない」、「喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」と示されています。そのため、喫煙者の配慮とともに、屋外での分煙を行う場合でも、受動喫煙を防止できる分煙施設を設置するなどの方法が望ましいと言えます。

また、厚生労働省健康局長通知(2018(平成30)年11月9日 健発1109第6号)において、屋外分煙施設の技術的留意事項が示されており、屋外分煙施設を設置する場合には、下記の事項を満たすものを推奨します。(技術的留意事項を満たさない屋外分煙施設を設置することも可能)

<具体例>

①壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の建造物の場合(コンテナ型)

- ・排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
- ・給気口(出入り口と兼ねることも可)は、排気口の反対側に設置されていること

②壁で囲まれ、かつ天井が解放された建造物の場合(パーティション型)

- ・壁については、一定程度の高さ(2~3メートル程度)があること
- ・出入り口には、方向転換のためのクランクがあること(2回以上のクランクがあることが望ましい)
- ・四方の壁の下部に、給気用の隙間(10~20センチメートル程度)があること

※天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

コラム③

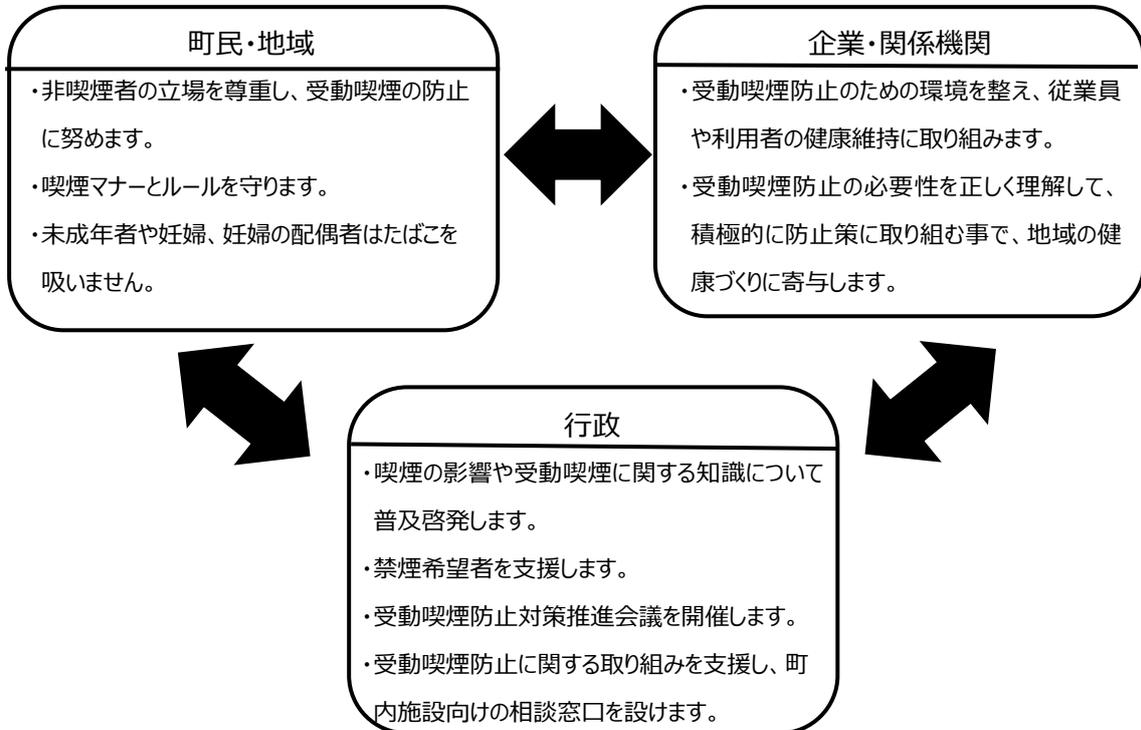
三次喫煙(サードハンドスモーク)とは?

たばこを吸う事を一次喫煙、副流煙を吸う事を二次喫煙とした時に、残留したたばこの煙が、衣類や部屋のカーテン、ソファ、車のシートなどに付着し、第三者がたばこの有害物質に曝露される事を三次喫煙(サードハンドスモーク)といいます。有害物質は、空気中ではなく物の表面に付着して揮発するため、換気扇の使用や窓を開けての換気などでは、三次喫煙のリスクは排除できません。



第3章 受動喫煙防止対策の推進方策

1. 一体的な推進体制



2. 健康日本21(第2次)での成果指標 (国)

項目	現状 (2010 (平成 22) 年度)	目標 (2022 (令和 4) 年度)
成人の喫煙率の減少	19.5%	12%
未成年者の喫煙を無くす	①中学 1 年生 男子 1.6% 女子 0.9% ②高校 3 年生 男子 8.6% 女子 3.8%	0%
妊娠中の喫煙を無くす	5.0%	0%
受動喫煙の機会を有する者の割合	①行政機関 16.9% ②医療機関 13.3% (2008 (平成 20) 年) ③職場 64% (2011 (平成 23) 年) ④家庭 10.7% ⑤飲食店 50.1%	望まない受動喫煙のない社会の実現

3. 実際の取組

【町民・地域の取組】

北海道たばこ対策実施要綱

健康増進法（2002（平成 14）年法律第 103 号）に基づく北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」のたばこ部門の付属計画として、平成 25 年 3 月に策定した「すこやか北海道 21 たばこ対策推進計画」のより一層の推進を図り、推進計画の最終年度（2022（令和 4）年度）の目標である全道の喫煙率 12%以下を達成し、もって、道民のたばこによる健康被害の防止に寄与することを目的とする。

以上から、たばこの健康被害の防止に寄与するために望ましい、町民・地域の取組を以下に挙げます。

①喫煙マナーを身に付けましょう

- 喫煙場所以外や、周囲に人がいる場所ではたばこを吸わないようにしましょう。特に、妊婦や子ども、病気の人の周りで吸うのはやめましょう。
- 携帯灰皿を持ち歩き、歩いている最中や車の窓からの吸い殻のポイ捨てはやめましょう。また、歩きたばこは危険なのでやめましょう。



②禁煙にチャレンジしましょう

- ・禁煙補助剤(ニコチンガム、ニコチンパッチ、飲み薬)を活用して禁煙にチャレンジする方法があります。

薬の種類	効果	購入場所
ニコチンパッチ	ニコチンを身体の中に少しずつ入れる	薬局など
ニコチンガム		
飲み薬	ニコチン切れの時の症状を軽くする、たばこを美味しく感じにくくする	病院で処方

※飲み薬を希望する場合は、一度主治医に相談しましょう

- ・白老町周辺にも、禁煙外来を設置している医療機関があります。
⇒白老町周辺の禁煙外来の詳細は、p.14 の資料④を参照



③世界禁煙デーを意識しましょう

毎年 5 月 31 日は、WHO(世界保健機関)が定める世界禁煙デーです。

厚生労働省では、世界禁煙デーから始まる 1 週間を禁煙週間と位置付けています。

白老町では禁煙週間に合わせて、町のホームページにて禁煙に関する情報などを発信しています。

⇒<http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/>

【企業・関係機関の取組】

職場は、労働者が長時間過ごす場所であり、快適な職場環境づくり、健康被害の防止のために、受動喫煙防止対策が必要となります。

健康増進法において、施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることが定められました。また、2018（平成 30）年 7 月に一部改正された健康増進法において、各施設の類型に合わせて、受動喫煙防止対策に取り組む事が義務付けられ、第 2 種施設を含めた全施設が、2020（令和 2）年 4 月に法律の適用範囲となります。（p.4～p.6 参照）

職場において受動喫煙防止対策を行う場合、要件を満たした企業は国からの助成金を利用する事ができます。また、すべての規模・業種を対象に、喫煙室設置の際の技術的な相談等も受け付けています。

コラム④

職場における受動喫煙防止対策への国の支援

厚生労働省では、受動喫煙防止対策の実施支援として、以下の事業を実施しています。（厚生労働省ホームページを参照）



①屋外喫煙所や喫煙室などの設置にかかる費用の助成(受動喫煙防止対策助成金)

- ・対象事業主：すべての業種の中小企業事業主
- ・助成率：設置にかかる経費の 1/2 (上限 100 万円、1 事業場につき 1 回)
- ・問い合わせ先：北海道労働局労働基準部健康課 (011-709-2311)

⇒詳細は、p.15の資料⑤を参照

※平成 31 年度の助成制度は、今後厚生労働省ホームページに掲載予定

②受動喫煙防止対策の技術的な相談の受付(電話相談・実地指導) (無料)

周知啓発のための説明会の開催、企業・団体の会合への講師派遣 (無料)

- ・対象事業主：すべての規模・業種の事業主
- ・問い合わせ先：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 (050-3537-0777)

③空気環境の測定機器(粉じん計、風速計、一酸化炭素計)の貸し出し (無料)

- ・対象事業主：すべての規模・業種の事業主
- ・問い合わせ先：柴田科学株式会社 (03-3635-5111)

【行政の取組】

厚労省健康局長通知（2012（平成24）年1月29日 健発1029第5号）

受動喫煙防止対策については、2010（平成22）年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では「受動喫煙の無い職場の実現」が目標として設定され、また、2012（平成24）年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」や平成25年度から開始される「健康日本21（第2次）」では、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、これまで以上の受動喫煙防止対策の徹底が求められている。

このような状況を受けて、2010（平成22）年健康局長通知において示した基本的な方向性を踏まえた受動喫煙防止対策の徹底について、改めて、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

①ガイドラインの普及

町民・地域、企業や関係機関を対象としたイベント等において、ガイドラインの普及に努めるとともに、パンフレット配布等による啓発・情報提供を行い、受動喫煙に対する正しい理解を促します。

②たばこの害や受動喫煙防止に関する情報の提供・禁煙希望者への支援

母子手帳交付時におけるたばこの害の情報提供、白老町ホームページにおけるたばこに関する情報の発信や周辺の禁煙外来（禁煙治療実施医療機関）の情報提供などを行います。また、希望がある場合は、禁煙に関する情報提供を始めとした、出前講座を実施します。

③白老町受動喫煙防止対策推進会議の開催

受動喫煙防止対策を推進していくために関係者を参集し、白老町受動喫煙防止対策推進会議を年1回程度開催します。町内の受動喫煙防止対策の推進状況等を踏まえ、今後の対策に当たっての方向性を検討します。

④受動喫煙防止対策を進める際の相談窓口

受動喫煙防止対策を進めるために、分煙環境の整備方針についての相談や、各種制度の紹介・説明等、町内の施設が受動喫煙防止対策を円滑に進められるよう調整します。

第4章 ガイドラインの見直し

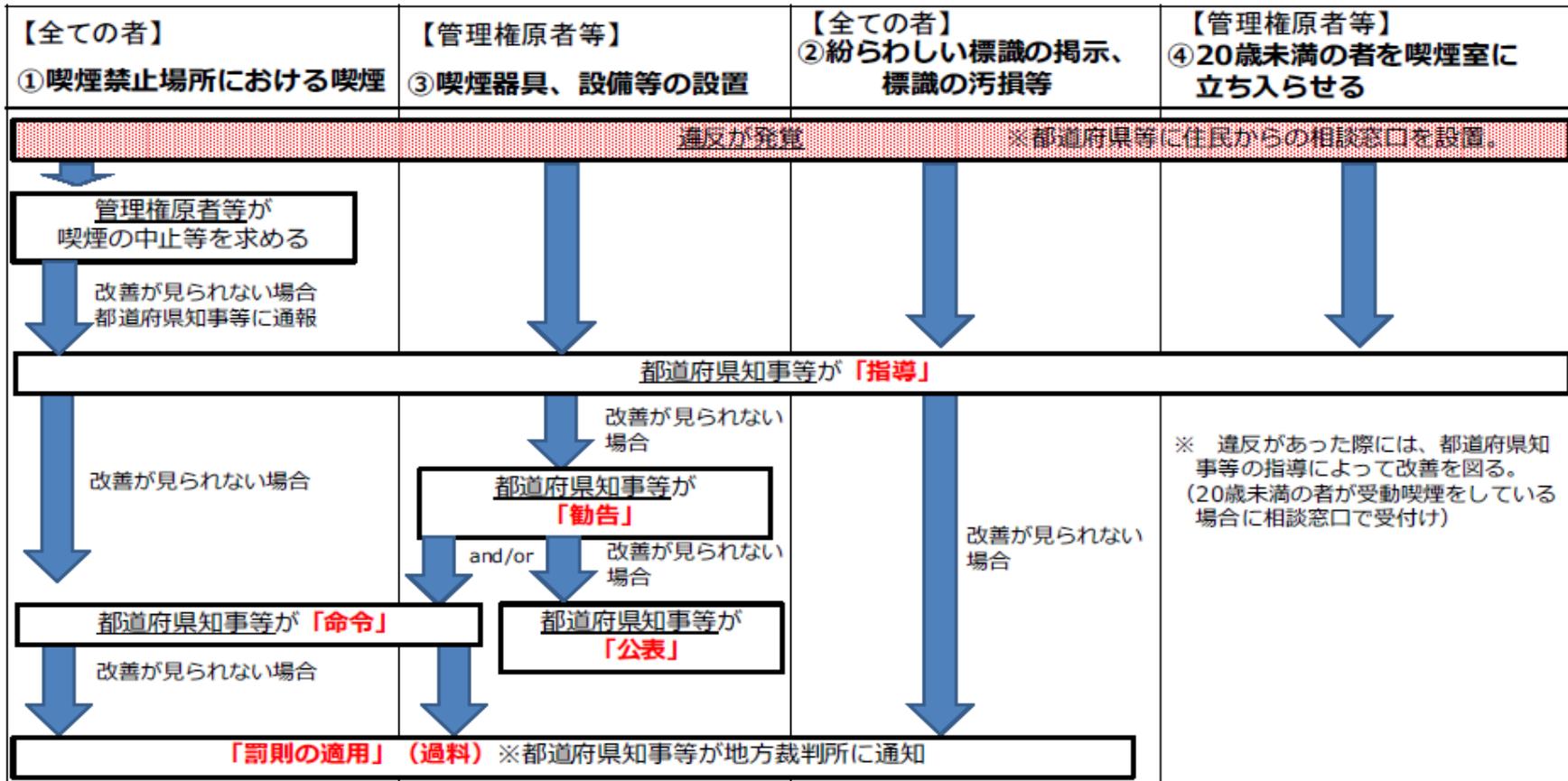
白老町を受動喫煙の無い町としていくために、継続して敷地内禁煙を推奨するとともに、ガイドラインの周知や禁煙を希望する喫煙者の方への情報提供を始めとした、禁煙啓発活動を実施していきます。

町はこのガイドラインを5年ごとに見直すこととし、実効性の評価等を行い、国内外の受動喫煙防止対策の状況を勘案して検討を加えるものとします。

本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

- 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。
 - 【全ての者】 ①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 - 【施設等の管理権原者等】 ③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 - ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

＜考え方＞

- 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

- その際、特例の対象か否かが変動することがないよう配慮することが必要であることから、**「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。**

- **「資本金については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「資本金5,000万円以下」を要件とする。**

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

- また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、**「客席面積100㎡以下」を要件とする。**

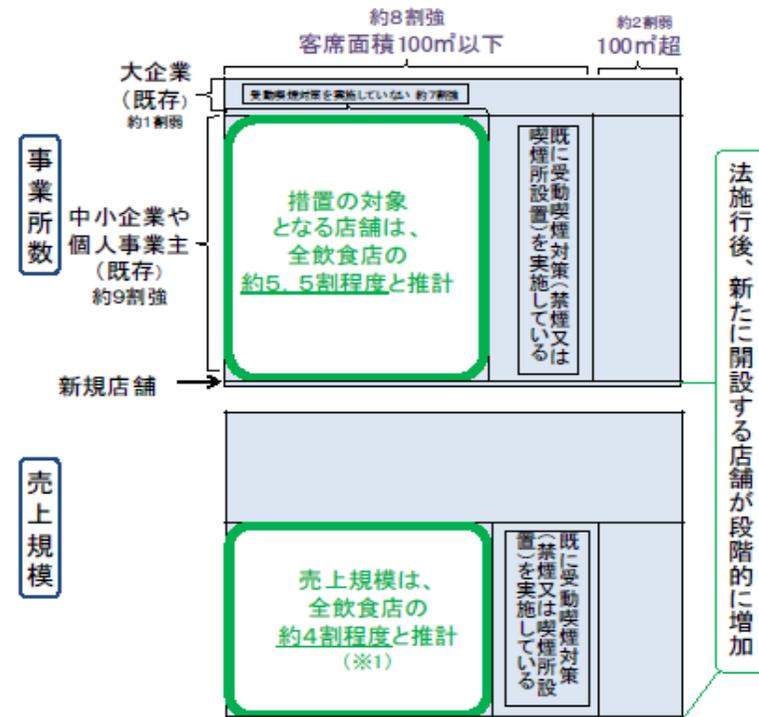
- また、**「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。**

＜範囲＞

- **既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約5.5割程度**と推計（※1）。

- なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。

経過措置の対象となりうる飲食店（※3）の割合（推計）



※1) 平成20年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書(東京都)・平成27年度健康資源・環境整備状況調査(愛媛県)・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査(山形県)等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。

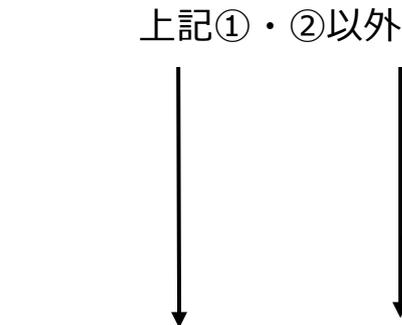
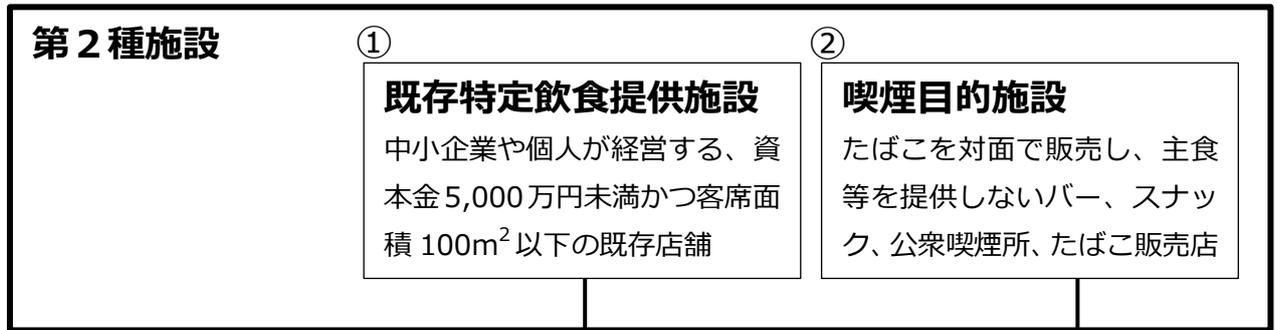
※2) 平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。

※3) 経済センサス基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等)

禁煙分類 標識利用フローチャート

施設の種類に合わせて、適切な標識をご利用ください。施設の種類については、p.5 を参照してください。

※標識は厚生労働省ホームページ (<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>) に掲載



資料④

白老町周辺の禁煙外来がある病院

No	病院名	地域	住所	電話番号
1	苫小牧市立病院	苫小牧	清水町 1-5-20	0144-33-3131
2	苫小牧東病院	苫小牧	明野新町 5-1-30	0144-55-8181
3	たかぎ内科・循環器内科	苫小牧	北栄町 1-22-33	0144-53-7700
4	勤医協苫小牧病院	苫小牧	見山町 1-8-23	0144-72-3151
5	すがわら内科呼吸器科	苫小牧	しらかば町 1-18-9	0144-76-7011
6	加藤胃腸科内科クリニック	苫小牧	緑町 2-5-3	0144-35-2125
7	苫小牧呼吸器内科クリニック	苫小牧	双葉町 3-7-3	0144-33-1651
8	苫小牧消化器科外科	苫小牧	北栄町 3-5-1	0144-51-6655
9	さくらファミリークリニック	苫小牧	東開町 3-17-21	0144-55-6526
10	皆川病院	登別	中央町 3-20-5	0143-88-0111
11	くにもと内科循環器科	登別	富岸町 2-2-20	0143-86-0092
12	開田医院	登別	中央町 5-4-3	0143-85-2746
13	若草ファミリークリニック	登別	若草町 4-24-1	0143-86-5180
14	本輪西ファミリークリニック	室蘭	本輪西 3-36-9	0143-55-1212
15	市立室蘭総合病院	室蘭	山手町 3-8-1	0143-25-3111
16	かみしま医院	室蘭	中島町 3-20-12	0143-46-3200
17	さはら呼吸器内科クリニック	室蘭	中島町 2-21-20 メディカル中島 2F	0143-41-5130
18	下地内科クリニック	室蘭	港北町 1-11-4	0143-55-7187
19	あとう内科クリニック	室蘭	宮の森町 1-1-38	0143-47-8585
20	くがはら内科クリニック	室蘭	御前水町 2-7-22	0143-22-1010

(2018(平成30)年7月時点)

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）は**事業者の努力義務**です。事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行可能な対策のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次の（１）～（３）すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種	常時雇用する労働者数※ ¹	資本金又は出資の総額※ ¹
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
	※ ¹ 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。		
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

助成の対象となる措置

①	右の基準を満たす 喫煙室 の設置・改修	喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/秒以上
②	右の基準を満たす 屋外喫煙所（閉鎖系） の設置・改修	喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
③	右の基準を満たす 換気装置 の設置など※ ² (宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)	喫煙区域の粉じん濃度が0.15 mg/m ³ 以下、または必要換気量が70.3 × (席数) m ³ /時間 以上

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2 飲食店を営んでいる事業場は2/3	100万円

- ・ 交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・ 同じ事業場で複数の場所に措置※³を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※³ 同時期に行う措置で、①～③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計額の申請上限は100万円。
- ・ 飲食店への助成率は**今年度特別に2/3に引き上げています**。この機会にぜひご利用ください。

留意事項

この助成金の受給にあたっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙室の設置・改修	60万円/m ²
②屋外喫煙所の設置・改修	
③上記以外の受動喫煙を防止するための措置・改修(換気装置の設置など)	40万円/m ²

例) 飲食店以外の事業場で3m²の喫煙室の設置または改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として
3m²×60万円/m²=180万円まで(助成額にして90万円まで)しか認められません。

交付申請に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書*
2	受動喫煙防止対策についての事業計画*
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類*
4	措置を講じる場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し(2業者以上必要)
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

事業実績報告に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書*
2	受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書*
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し(複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関する領収書、経費についての内訳の写し
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真(工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

申請手続の流れ



※4 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、都道府県労働局に確認してください。

申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。助成金の交付要綱、交付要領その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、**助成金の返還を求められることがあります**。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要な測定機器を提供します。
利用はすべて無料ですので、ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援・周知啓発業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います。（必要に応じて実地指導も実施）
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の環境測定にもご利用いただけます。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**

【ホームページ】 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

◆測定支援業務（測定機器貸出し）

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸出しを行います。**機器の往復の送料も無料です。お早めに予約してください。**
- ② 専門家が事業場に行って、測定方法を説明します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。展示用の機器も無料で貸し出します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の環境測定にもご利用いただけます。

【受付ダイヤル】 **03-3635-5111** (FAX 050-3730-9375)

【ホームページ】 <https://www.sibata.co.jp/news/news-31136/>

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/anzen/kitsuen/index.html

◆受動喫煙防止対策助成金（申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

ご不明な点は、事業場のある都道府県労働局にご相談ください。

この助成金の申請窓口 → 雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室
喫煙室等に関する技術的な事項など → 労働基準部健康課または健康安全課



多文化共生のまち、しらおい

◇ 北海道 白老町 ◇